

湖北地域消防組合事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則及び湖北地域消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

湖北地域消防組合管理者 角田 航也

#### 湖北地域消防組合規則第4号

湖北地域消防組合事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則及び湖北地域消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

(湖北地域消防組合事務局の組織に関する規則の一部改正)

第1条 湖北地域消防組合事務局の組織に関する規則(平成18年湖北地域消防組合規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条中「、室」を削り、同条中「  
管理課

庁舎整備室

- (1) 庁舎の整備に関する事。
- (2) 室の庶務に関する事。

管理係

- (1) 組合議会に関する事。
- (2) 正副管理者会議に関する事。
- (3) 公印の管守に関する事。
- (4) 条例、規則等の制定及び改廃に関する事。
- (5) 文書の審査及び管理調整に関する事。
- (6) 監査委員会に関する事。
- (7) 職員の人事管理に関する事。
- (8) 職員の任用に関する事。
- (9) 職員の服務その他勤務条件に関する事。
- (10) 職員の分限、懲戒及び表彰に関する事。
- (11) 職員の公務災害補償に関する事。
- (12) 職員の研修に関する事。
- (13) 職員の共済、互助会、福利厚生及び安全衛生に関する事。
- (14) 予算の編成、配当、執行管理及び決算に関する事。
- (15) 財政の企画及び調査運用に関する事。
- (16) 組合債に関する事。
- (17) 財政公表及び財務諸報告に関する事。
- (18) 組合保有財産に関する事。
- (19) 契約審査委員会に関する事。
- (20) 公平委員会に関する事。
- (21) その他組合管理に関する事。

」を「

管理課

管理係

- (1) 組合議会に関すること。
- (2) 正副管理者会議に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- (5) 文書の審査及び管理調整に関すること。
- (6) 監査委員に関すること。
- (7) 職員の人事管理に関すること。
- (8) 職員の任用に関すること。
- (9) 職員の服務その他勤務条件に関すること。
- (10) 職員の分限、懲戒及び表彰に関すること。
- (11) 職員の公務災害補償に関すること。
- (12) 職員の研修に関すること。
- (13) 職員の共済、互助会、福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (14) 予算の編成、配当、執行管理及び決算に関すること。
- (15) 財政の企画及び調査運用に関すること。
- (16) 組合債に関すること。
- (17) 財政公表及び財務諸報告に関すること。
- (18) 組合保有財産に関すること。
- (19) 契約審査委員会に関すること。
- (20) 公平委員会に関すること。
- (21) その他組合管理に関すること。

」に改める。

第4条第3項中「、室に室長」を削る。

第5条中「室長 上司の命を受け、庁舎整備室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」を削る。

(湖北地域消防本部の組織に関する規則の一部改正)

第2条 湖北地域消防本部の組織に関する規則(平成18年湖北地域消防組合規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に規定する課のうち、次の課に次の課内室を置く。

総務課

庁舎整備室

第3条第1項前段中「課長、」の次に「室に室長、」を加え、同項中「課長補佐」の次に「、室長補佐」を加え、同条第2項中「課長」の次に「、室長」を、「課長補佐」の次に「、室長補佐」を加える。

第4条第5項中「課長」の次に「、室長」を加え、同条第7項中「課長補佐」を「課長補佐及び室長補佐」に、「課長を」を「課長及び室長を」に、「課長が」を「課長及び室長が」に改める。

第6条中「

総務係

」を「

庁舎整備室

- (1) 庁舎の整備に関する事。
- (2) 室の庶務に関する事。

総務係

」に改める。

第7条中「

指導係

- (1) 予防査察に関する事。
- (2) 違反処理に関する事。
- (3) 建築物の確認同意に関する事。
- (4) 消防用設備等の設置指導に関する事。
- (5) 湖北地域消防組合火災予防条例（平成18年湖北地域消防組合条例第34号）の施行に関する事。
- (6) 火災予防の施策に関する事。
- (7) 防火管理者の講習及び指導に関する事。
- (8) 遠隔移報システムに関する事。

」を「

指導係

- (1) 予防査察に関する事。
- (2) 違反処理に関する事。
- (3) 建築物の確認同意に関する事。
- (4) 消防用設備等の設置指導に関する事。
- (5) 湖北地域消防組合火災予防条例（平成18年湖北地域消防組合条例第34号）の施行に関する事。
- (6) 火災予防の施策に関する事。
- (7) 防火管理者の講習及び指導に関する事。

」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。